



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 道路の区域の変更・2件(道路管理課) 1
 - 歳入の徴収の事務の委託(港湾課) 2
 - 都市計画事業の変更の認可(都市公園課) 2
 - 建築基準法に基づく道路の指定(建築指導課) 2
- 訓 令**
- 卸売市場検査規程を廃止する訓令(流通・加工推進課) 3
- 公安委員会事項**
- 沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 3
- 監査委員事項**
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 3

告 示

沖縄県告示第305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和2年6月19日から同年7月2日まで一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真地久茂地線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市長田2丁目881番地内	26.3m ~ 31.4m	16.8m
新	那覇市長田2丁目881番地内	25.9m ~ 30.8m	16.8m

沖縄県告示第306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和2年6月19日から同年7月2日まで一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満与那原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字名城兼久原998番1から 糸満市字喜屋武下後原2403番まで	23.3m ~ 32.3m	98.3m
新	糸満市字名城兼久原998番1から 糸満市字喜屋武下後原2403番まで	23.3m ~ 32.4m	98.3m

沖縄県告示第307号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和2年6月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 委託した徴収事務 与那原マリーナの使用料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体
 - (2) 所在地 南城市玉城字前川1188番地
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

沖縄県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第559号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年6月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・4・名2号田井等公園
- 3 事業施行期間 平成14年6月21日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成14年沖縄県告示第559号及び平成28年沖縄県告示第163号の事業地のうち名護市字田井等田井等及び字田井等井ガヤ地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第309号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和2年6月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年6月1日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根竹原827番11ほか14筆
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 116.00メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

訓 令

沖縄県訓令第39号

農林水産部

卸売市場検査規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年6月19日

沖縄県知事 玉城康裕

卸売市場検査規程を廃止する訓令

卸売市場検査規程（昭和48年沖縄県訓令第21号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年6月21日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会規則第10号

沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月19日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会運営規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「「公安委員会」」を「「委員会」」に改める。

第3条中「委員会の」を削る。

第5条の見出し及び同条第1項中「臨時会議」を「臨時会」に改め、同条第2項中「臨時会議の」を「臨時会の」に、「は、委員長は臨時会議」を「、委員長は、臨時会」に改め、同条第3項中「必要があると認めた」を「、必要があると認める」に、「臨時会議」を「臨時会」に改め、同条第4項中「臨時会議」を「臨時会」に、「日時」を「の日時」に改める。

第10条第1項中「会議」を「、会議」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、委員会から出席を免除された場合は、この限りでない。

第15条中「すべて総務課」を「、総務課」に改める。

第17条第2項中「呈示」を「提示」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月19日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月19日

沖縄県監査委員	當間秀史
沖縄県監査委員	西銘純恵
沖縄県監査委員	座喜味一幸

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
木戸秀徳	那覇市具志2丁目29番7号YAMAI CHIビル102
仲宗根あゆみ	読谷村字座喜味2713番地77

當間健一

那覇市字小禄849番地1

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 令和2年6月19日から
令和3年3月31日まで

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 アイドマ印刷
〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)